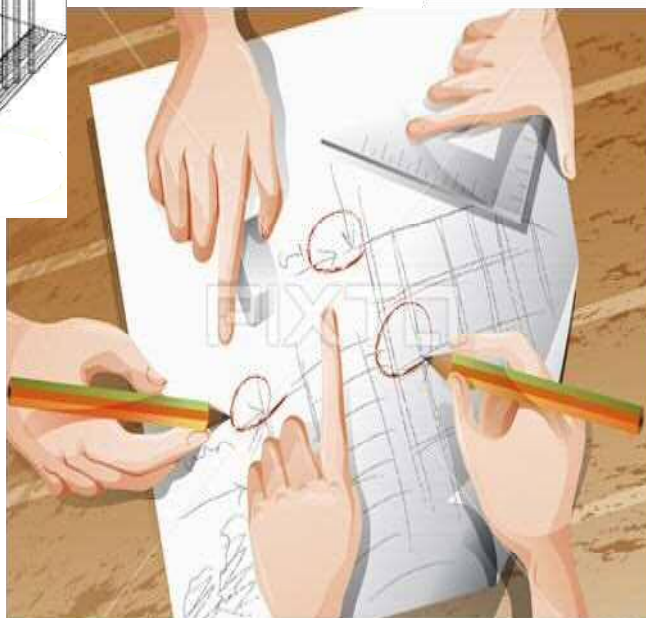
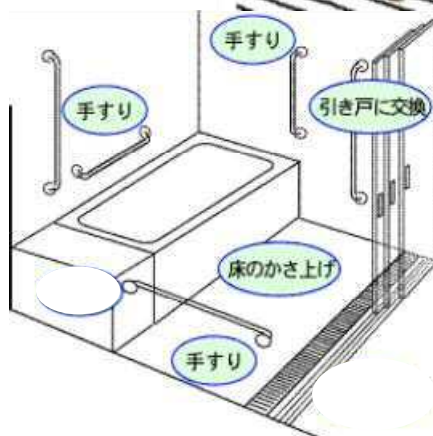


Ver 4

# 介護保険住宅改修手引き

見取り図から  
施工計画図へ

□ 発行年月日 2022年 8月 1日



尼崎市介護保険事業担当



# 目次

<b>介護保険住宅改修費支給の流れ</b> . . . . .	P1
☆保険給付上の前提要件 . . . . .	P1
☆住宅改修のおおまかな流れ . . . . .	P1
<b>施工計画図の手引き</b> . . . . .	P2
☆施工計画図を作成する前に . . . . .	P2
ご注意ください！ . . . . .	P2
動作確認でのお願い！ . . . . .	P2
☆施工計画図作成上の注意点 . . . . .	P2
<b>施工図の具体的例</b> . . . . .	P3
1 手すりの取り付け . . . . .	P4
2 段差の解消 . . . . .	P4
★すべての改修前の平面図 . . . . .	P4
① 踏み台の設置 . . . . .	P4
② 敷居の撤去・床の嵩上げ等 . . . . .	P5
③ 浴槽の取替え . . . . .	P5
ご注意ください . . . . .	P6
④ スロープの設置 . . . . .	P7
ご注意ください① . . . . .	P7
ご注意ください② . . . . .	P8
3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 . . . . .	P9
4 引き戸等への扉の取替え . . . . .	P9
5 洋式便器等への便器の取替え . . . . .	P10
<b>その他注意点・語句説明</b> . . . . .	P11
1 受領委任払いと償還払いについて . . . . .	P11
2 利用者の担当ケアマネージャーの有無 . . . . .	P11
3 写真撮影について . . . . .	P12
共通事項 . . . . .	P12
① 手すりの設置 . . . . .	P12
② 段差解消の工事 . . . . .	P13
③ 床材変更 . . . . .	P13
④ 洋式便器への取替え . . . . .	P13
4 支給（事前承認）申請書・内訳書作成上の注意点 . . . . .	P14
5 住宅改造（社会福祉協議会実施）を含む住宅改修（介護保険）について . . . . .	P14
6 工事内容を変更した場合 . . . . .	P14
7 介護保険上の併用給付ができない工事 . . . . .	P15
(1) 洋式便器への工事（住宅改修）と補高便座購入（福祉用具） . . . . .	P15
(2) 「浴槽の取替え工事」と「すのこ設置・踏み台設置（福祉用具購入）」 . . . . .	P15
8 動作確認上の注意点 . . . . .	P15

(1) 浴槽跨ぎ動作の確認方法	P15
① アセスメントを実施してください	P16
② アセスメントの結果	P16
<b>領収証作成・提出の際の注意点</b>	P17
<b>領収証記入例</b>	P17

<p>お問い合わせ先 尼崎市介護保険事業担当課 給付担当:06-6489-6350</p>
---

# 介護保険住宅改修費支給の流れ

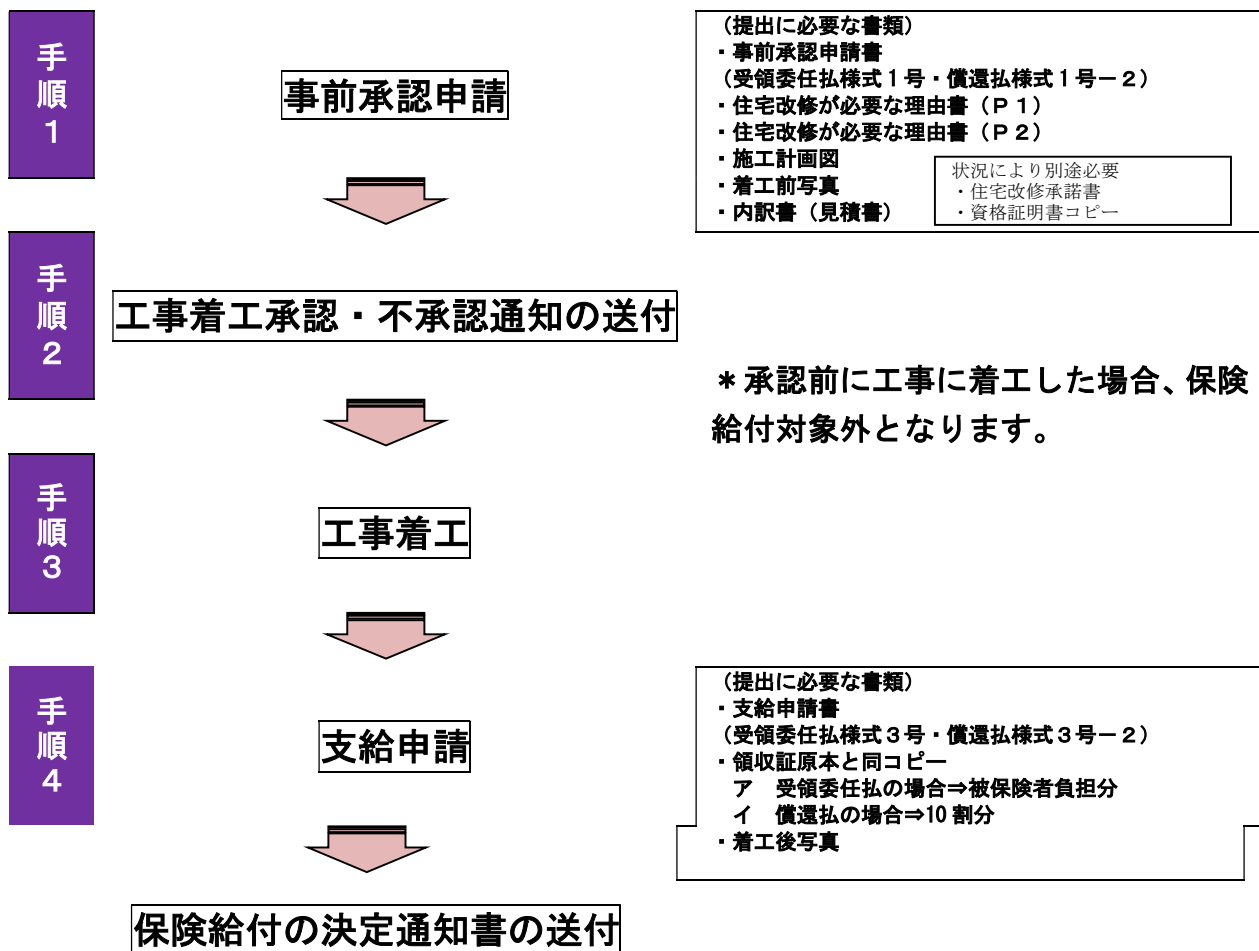
介護保険を利用しての住宅改修費の支給については、以下の要件すべてに合致している必要があります。工事着工後の申請、事前承認前に着工した場合の工事は、保険給付対象外となりますので十分ご注意ください。

## ★保険給付上の前提要件

- 1 被保険者証に記載のある住所の家屋に対する住宅改修であること。
- 2 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類の種類であること。
- 3 被保険者本人の心身の状態や、家屋の状況等から総合的に判断し、自立した日常生活を送るのに必要な改修であると認められること。
- 4 在宅で生活されていること。(入院・入所中で在宅復帰見込みがある場合、償還払い扱い)
- 5 要介護認定を受け、有効期間内であること。

## ★住宅改修のおおまかな流れ

(受領委任／償還)



# 施工計画図の手引き

## ★施工計画図を作成する前に

施工計画図の作成前までに、必ず被保険者本人(以下本人に省略)と理由書の作成者と三者で動作確認をしてください。住宅改修の必要な理由書は担当のケアマネジャーが作成します。担当ケアマネジャーがいない場合は、担当地区の地域包括支援センターまたは福祉住環境コーディネーター等が作成します。

三者が揃って動作確認を行い、住宅改修の必要な場所や工事の内容について共通認識を持つことが住宅改修の申請、工事着工をスムーズに進める最善で最短の方法になります。

### ご注意ください！

施工計画図は、本人の動作確認を行っていただかなければ描けないものとなっていますのでご注意ください。

### 動作確認でのお願い！

改修検討の場所ごとに、本人に普段行っている移動動作を行ってもらい、移動の状況の困りごとや家屋の状況の把握をお願いします。

単に改修場所を目視するだけでは、本人の移動状況の具体的な困難な状況が十分把握できず、本人に適した改修につながりません。

本人の実際の動作の状況から困り事や改善点を把握してください。動作をしてもらうことで改善点等が見えてきます。その上で安全で容易な移動方法を検討してください。

## ★施工計画図作成上の注意点

- 1 改修内容がわかる適切な大きさと施工計画図を記入してください。
- 2 改修後イメージでの施工計画図だけでは煩雑になりわかりにくい場合は、『改修前』と『改修後』に分け図面を作成してください。
- 3 改修場所がトイレのみなど1室の場合は、改修場所のみで可
- 4 複数の場所を改修する場合は、動線が確認できるように被保険者本人の居室（寝室）と目的地（玄関ポーチ、リビングなど）が分かるように記入する
- 5 階段や2階の改修場所がある場合は、1階、2階両方の図面を作成、2階の目的地を記入する

# 施工図の具体例

## 1 手すりの取り付け

- ・ 手すりの取り付けでは、「手すりの形状」「手すりの長さ（エンドブラケットを含まない）」「取り付けの高さ」等を記入する。
- ・ L型手すりを使用する場合は、「縦」や「横」の長さが判るように表示する。
- ・ 手すりの補強板等を使用する場合はそのことを記入する。
- ・ 扉等の開閉を安全に行う為に手すりを取付ける場合は、扉等の開閉方向を記入する。

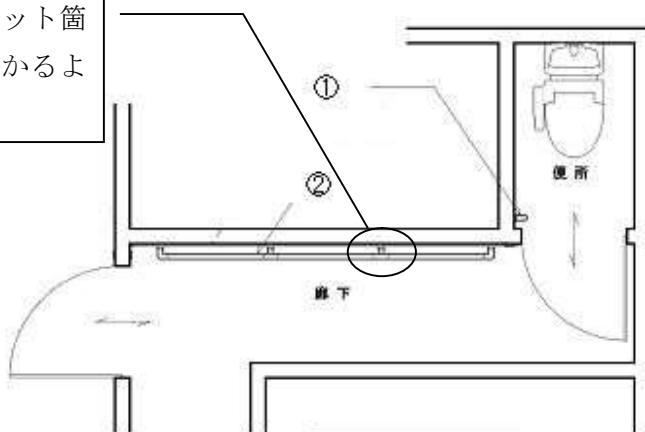
**追加** ・ 手すりの直径（Φ）を記入する。

**追加** ・ 長い手すりなどの場合は、必要な中間ブラケットの数を記入する。  
（各メーカーの指示に従って中間ブラケットを取り付けてください）

### <例>

①縦手すり	L（長さ）＝600mm	H（高さ）＝750 mm	35Φ
②横手すり	L（長さ）＝2000mm	H（高さ）＝600 mm	35Φ 補強板
	中間ブラケット2箇所		

ブラケット箇所もわかるよう記載

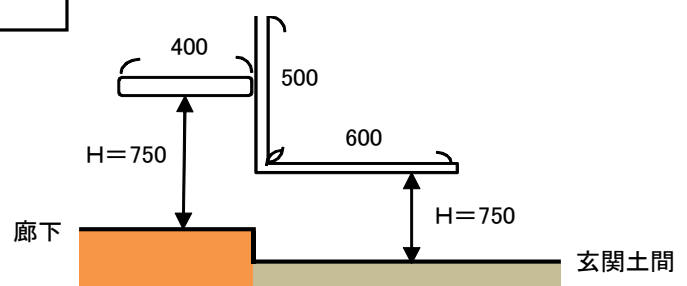


### <例>

玄関上がり框に横+L型手すりを設置  
 L=横 400+縦 500×横 600  
 横手すり H=廊下より 750  
 L型手すり H=玄関土間より 750

※平面図で内容がわかれば展開図は必要ありません。

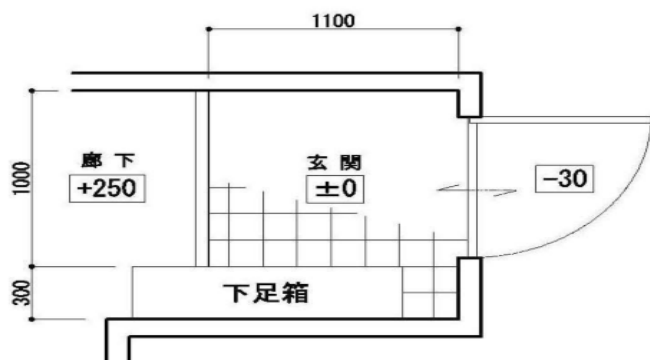
高さ、形状が平面図で表現しにくい箇所は、展開図を描いてください。



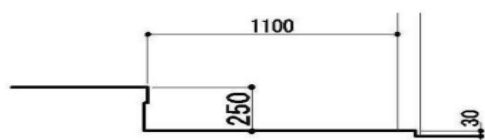
## 2 段差の解消

### ★ すべての改修前の平面図

改修前の平面図に床等の高さが変わらない所を「基準点 ±0」と表現して、改修箇所の現在の「床等のレベル（高さ）」を記入する。



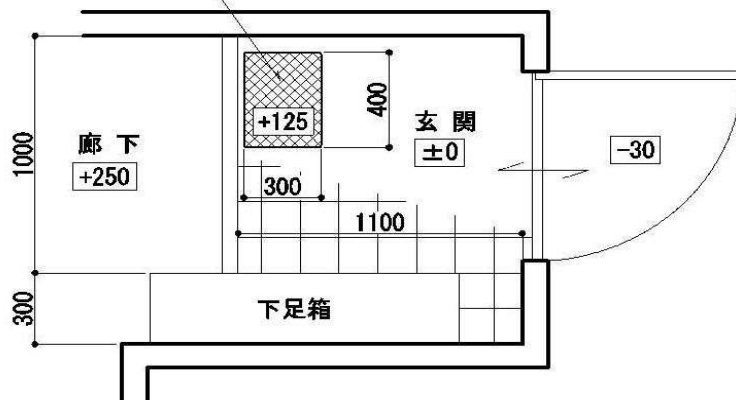
※平面図で内容がわかれば展開図は必要ありません。  
高さ、形状が平面図で表現しにくい箇所は、展開図を描いてください。



### ① 踏み台の設置

踏み台を設置する場合は、踏み台の「幅」「奥行き」「高さ」、踏み台を設置する場所の「広さ」や「段差」を記入する。

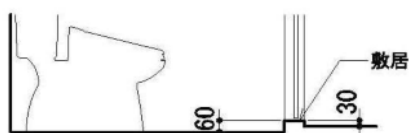
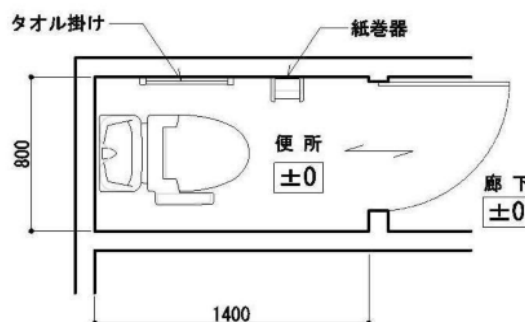
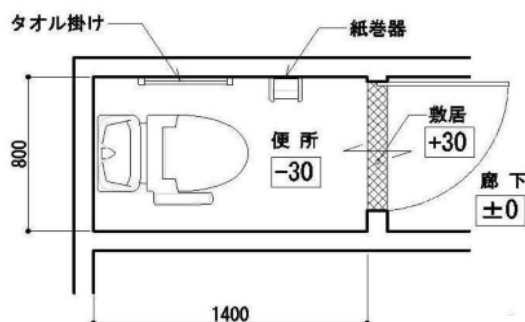
踏み台  
400×300 H=125





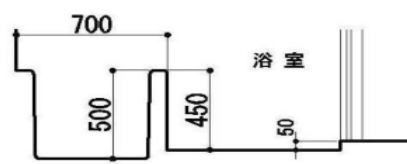
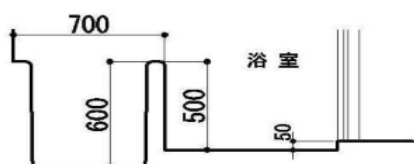
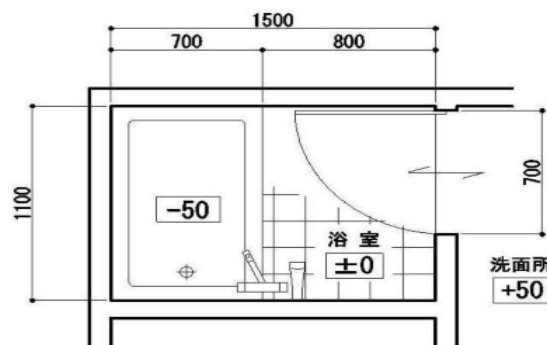
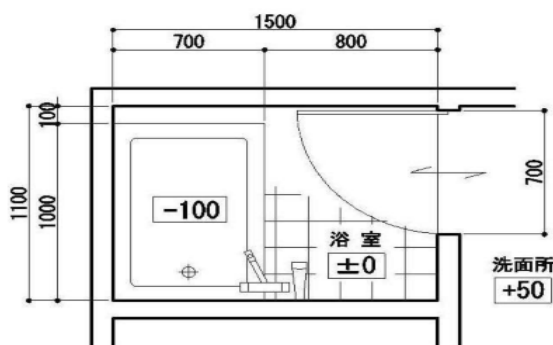
## ② 敷居の撤去・床の嵩上げ等

- ・ 敷居の撤去は、改修前と改修後の違いがわかるよう施工図に記入してください。
- ・ 床嵩上げは、改修前と改修後の床の広さ、改修前と改修後の「基準点からのレベル（高さ）」を記入する。



## ③ 浴槽の取替え

- ・ 改修前と改修後両方の平面図に、「浴室の内法」「浴槽の寸法」を記入する。
- ・ 改修前と改修後では「洗い場床の高さ」が変わらない場合は、洗い場床を「基準点 ±0」と表現して、改修前と改修後両方の「洗い場床から浴槽のふちまでの高さ」と「浴槽の深さ」を記入する。



**ご注意ください**

● ユニットバス工事の按分について

ユニットバスは、天井・床・浴槽などを予め成型して、現場で組み立てる浴室であり、セットで販売されています。

介護保険の住宅改修で対象となるのは、床・浴槽・扉であり、ユニットバス全体での保険適用は一部分と解されます。

よって、工事費用を按分（保険適用分・適用外分）して算出することになります。

1 添付書類について

工事費内訳書には、メーカーの内訳書かパンフレット（品番・仕様・図面・標準価格の記載があるもの）を添付してください。

2 材料費の按分について

按分については、メーカーに確認をお願いします。メーカーでの確認、按分ができない場合は、介護保険事業担当課までご相談ください。

3 施工費の按分について

① ユニットバス全体の組立て施工費を、税抜き標準価格（メーカーが表示した小売価格、基本となる一般的な価格）の10%を目安として算出します。

② 上記①で算出した全体の組立て施工費に、下表に該当する対象部分の按分率を掛けて算出します（1円未満切捨）。

**工事別按分率（保険対象）**

保険対象工事	床	浴槽	扉
按分率	20%	15%	10%

**工事別按分率（保険対象外）**

保険対象外工事	壁	天井	器具
按分率	20%	15%	10%

**施工費の算出方法**

**全体の組立て施工費** = 税抜き標準価格（オプション・付属は含まない）× 10%

**対象部分の組立て施工費** = 全体の組立て施工費 × 対象の按分率  
（1円未満切捨）

例) 浴槽の施工費 税抜き標準価格 600,000円の場合

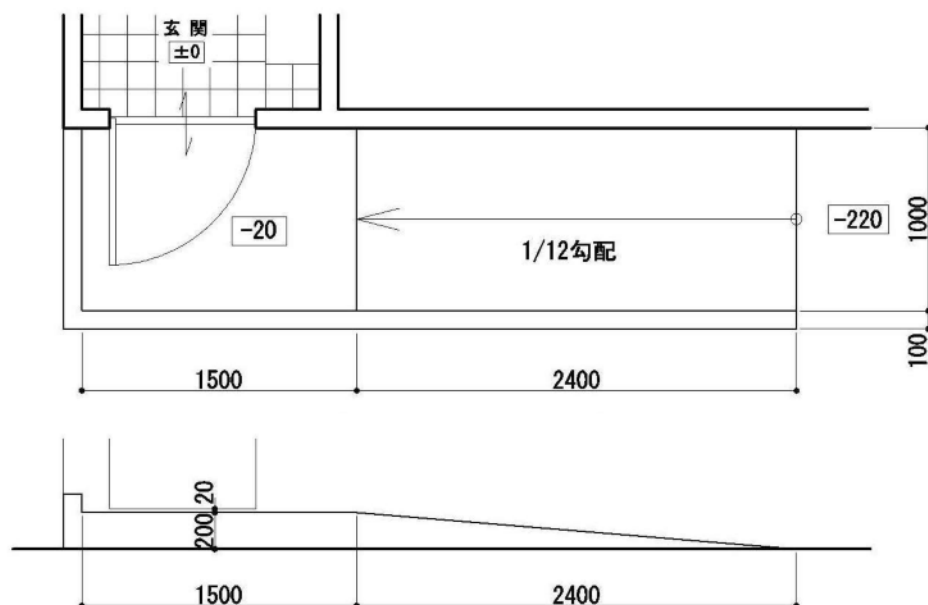
・ 全体の組立て施工費 600,000円 × 10% = 60,000円

・ 対象部分（浴槽）の組立て施工費 60,000円 × 15% = 9,000円

\* 上記の按分基準以外の按分率を採用する場合は、その合理的根拠を記入し提出してください。

#### ④ スロープの設置

スロープを設置する場合は、スロープの「幅」「長さ」「高さ」「勾配」、設置する場所の「広さ」を記入する。



※参考：スロープの勾配等の考え方

(兵庫県福祉まちづくり条例施設整備マニュアルより抜粋)

### ご注意ください①

高齢者の移動の方法により、円滑で望ましいスロープの基準を参照にして計画してください。

●大きな段差 ～介助者が車いすを操作する場合～

玄関アプローチや屋内外などで、路面に高低差がある場合にあっては、スロープの勾配は1/2分の1以下

●小さな段差 ～介助者が車いすを操作する場合～

例) 寝室と廊下の小さな敷居段差に、ミニスロープを取り付ける場合など

小さな段差 ～介助者が車いす操作の場合～

段差目安	緩和勾配目安
100mm	8分の1以下
80mm	4分の1以下
60mm	3分の1以下
60mm未満	3分の1を目安

左記目安は、あくまで健常な介助者が操作する車いすに対しての望ましい目安です。  
※自走用車いすで独力での昇降の場合は、さらに緩やかな勾配が望ましいです。

## ご注意ください②

### ● 敷地内通路

- ・ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
- ・ 傾斜勾配については「ご注意ください①」参照のこと。
- ・ 傾斜路（スロープ）の縁端部に5 cm以上の立ち上がり又は側壁を設置するものであること。

### ● 歩行可能な高齢者・杖歩行で移動される方

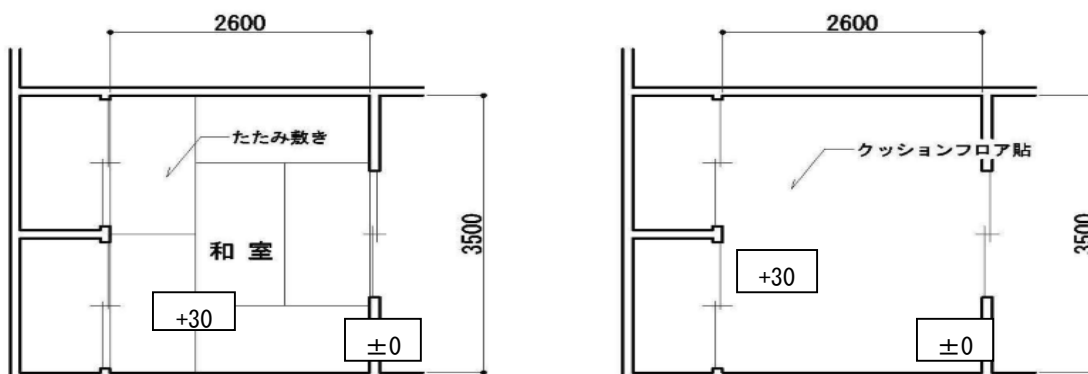
- ・ 足や杖の足部がスロープで不安定になりやすくなり転倒の危険性があります。
- ・ 足の接地面が小さく急な勾配は、足首に負担がかかります。
- ・ すり足歩行の方の場合などは、足首に負担のかからないように緩やかな勾配とするなど安全配慮が十分に必要です。

### その他

- ・ 極めて小さな段差にミニスロープを取り付けることで、安全な移動が行える場合もありますが、必ずしもミニスロープが有効で安全な移動方法と限りません。手すりの設置により改善される場合もありますので、十分なアセスメントと事前の検証をお願いします。

### 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

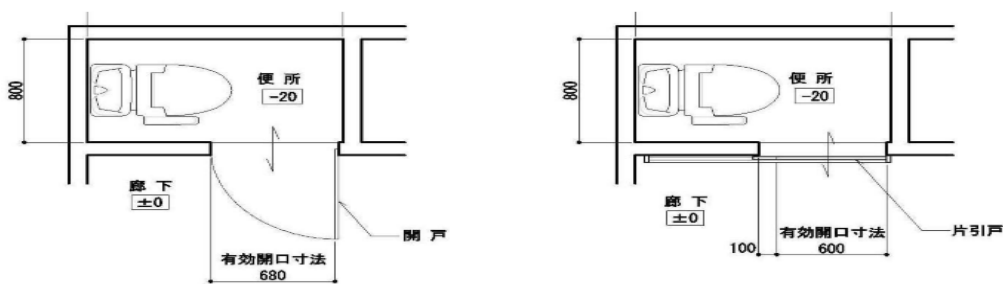
- 床材の変更等には変更する場所の「広さ（面積）」・「床レベル」を記入する。



※ 浴槽・扉・床材入替え変更の場合は、商品パンフレット（標準価格のわかるもの）を添付してください。

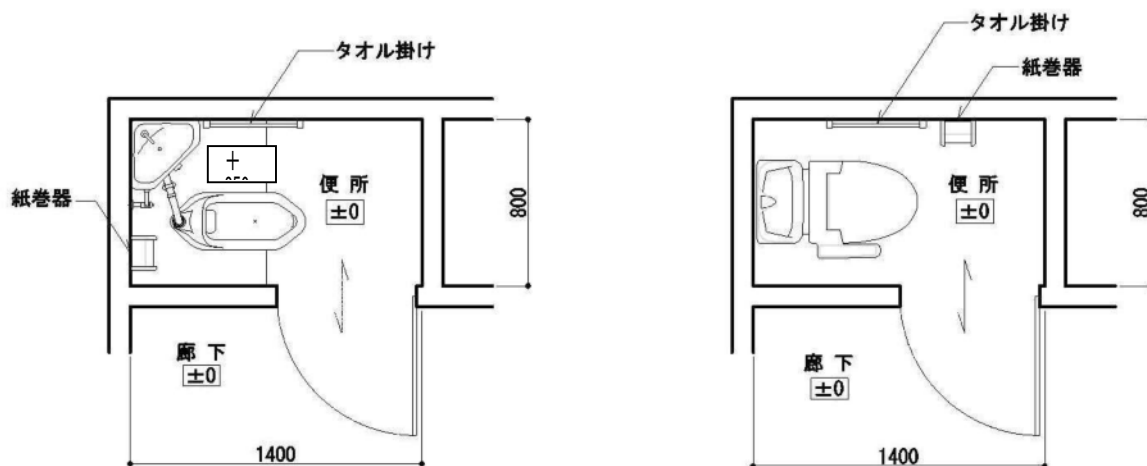
### 4 引き戸等への扉の取替え

- 開き戸から折れ戸等への変更は、改修前と改修後の有効開口寸法（扉を開いた状態で人が通れる巾）を記入する。折れ戸の場合はたたみしろ、引き戸の場合は引き残しを省いた部分が有効開口寸法になる。

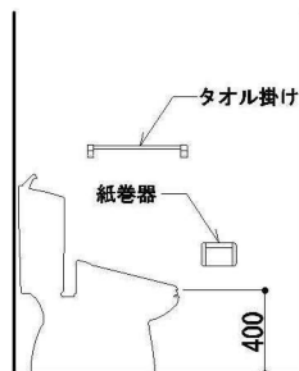


## 5 洋式便器等への便器の取替え

- ・ 改修前・改修後のトイレの「内法」「床レベル」を記入する。
- ・ 改修後の「便座の高さ」を記入する。



※便座の高さは平面図に記入  
いただいても構いません。



# その他注意点・語句説明

## 1 受領委任払いと償還払いについて

### ① 支払方法

支払方法	語句説明	注意点
受領委任払い	介護保険負担割合証に記載のある割合で保険給付対象工事（上限 20 万円以内）の自己負担額を支払い、施工業者は残りの給付額を保険者より支払われる方法。	<p><b>介護認定中の場合</b> 介護認定において新規認定中、区分変更中の際は、利用者の介護度が確定していないため、償還払いでの取扱いとなります。</p> <p><b>入院・施設入所中の場合</b> 在宅サービスでの保険給付のため、入院中・入所中は償還払いとなります。</p> <p><b>保険料滞納者</b> 保険料滞納者については、償還払い等での取扱いとなります。</p>
償還払い	保険給付対象工事（上限 20 万円以内）を一旦全額を利用者が支払い、保険給付分を介護保険負担割合証に記載のある割合を差し引き残りを保険者より支払われる方法。	<p><b>介護認定中の場合</b> ただし、認定結果が「非該当」の場合、利用者の全額自己負担となります。</p> <p><b>入院・施設入所中の場合</b> 退院・退所見込みがなくなった場合、保険給付対象外となります。</p>

### ② 申請書様式について

- ア 上記①の支払方法の違いによって、申請書様式が異なります。
- イ 上記①の注意点該当者によって申請書様式が異なります。

## 2 利用者の担当ケアマネージャーの有無

住宅改修における事前承認申請にかかる理由書作成はケアマネージャーが記載することになっており、利用者の担当ケアマネージャーへご相談ください。

要介護認定結果が出ているが、担当ケアマネージャー理由書を作成する者がいない場合は、事前に各地区の地域包括支援センターもしくは福祉住環境コーディネーター等が作成しますので、事前に調整を行ってください。

### 3 写真撮影について

#### 共通事項

- ア 写真には撮影日をいれてください。
- イ 写真は一般的なサイズ（L版）で提出してください。（A4用紙に4枚を限度）
- ウ 改修後の状況が確認できるように一方向を引き伸ばさないでください。

#### ① 手すりの設置

##### 改修前の写真について

手すりの設置等は設置予定箇所へマスキングテープなどでイメージ写真の撮影をお願いします。



設置予定個所にマスキングテープ等貼用し撮影するか、既存写真上に直接書き込むか、ペイントしてください。



実際の計測寸法や、跨ぎ段差などメジャー等含め撮影されますと一層、工事箇所の状況と利用者の身体状況との検証がおこないやすくなります。

##### 改修後の写真について

- ア 設置場所や取付け高さが確認できること。  
（事前承認申請で提出された同条件での撮影に努めて下さい。）
- イ 取付け金具を含む手すり全体が写っていること。  
（1枚で写しきれない場合は複数に分けて撮影し添付）
- ウ 脱着や跳ね上げ手すりはその形状が確認できること。
- エ 長い手すりの場合は中間ブラケットの位置が確認できること。  
（中間ブラケットの取り付けは各メーカーの指示に従うこと）



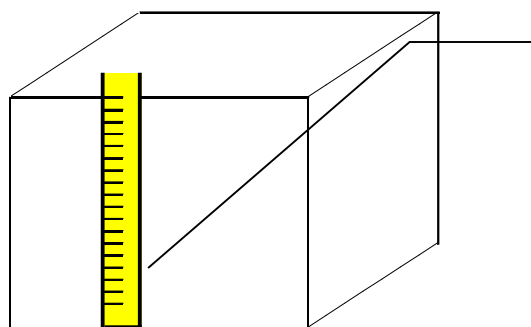
中間ブラケットなどが確認できるよう撮影の工夫をお願いします。



設置高や長さなど、メジャーと比較撮影されるとよりわかりやすいものとなります。

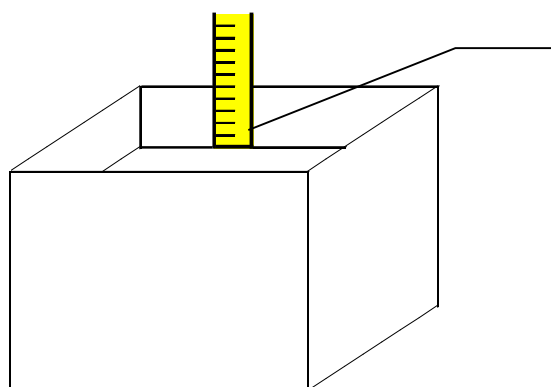


\* メジャー写真撮影上でのお願い



**浴槽の高さ**

- ・床から当たっていることがわかるもの。
  - ・メジャー数値が読み取れるもの。
- (画素数を上げて頂くか、この部分の写真部分の拡大も含めた2枚貼り付けでも結構です。)



**浴槽の深さ**

- ・底からしっかり当たっているもの。
  - ・メジャー数値が読み取れるもの。
- (画素数を上げて頂くか、この部分の写真部分の拡大も含めた2枚貼り付けでも結構です。)

② 段差解消の工事

- ア 踏み台設置の場合は踏み台全体が写っていること。
- イ 固定箇所が確認できること。

**\*固定していない場合は、保険給付の対象外となります。**  
**\*内部固定を行った場合は施工過程の固定処理が確認できる写真を添付**

- ウ 施工後段差が残る場合は、段差の状況がわかるメジャー写真を添付すること。
- エ スロープ設置の場合は、スロープ全体が写っていること。



実際の計測寸法や、跨ぎ段差などメジャー等含め撮影されますと一層、工事箇所の状況と利用者の身体状況との検証がおこないやすくなります。

③ 床材変更

改修する床全体や出入り口の状況が分かるよう撮影するようご注意ください。

④ 洋式便器への取替え

洋式便器への取替えと同時にトイレ内の嵩上げ・嵩下げ、トイレ出入口の敷居撤去を行う場合は、便器の写真とは別にトイレ出入口の状況が写っている写真も添付してください。

具体例：工事施工前（和式⇒洋式）の場合

室内イメージ		全体イメージ	
	<p>便所個室内の全体像がわかる被写体で撮影をお願いします。</p> <p>また、手すり等を設置する場合も同様に設置箇所がわかるように撮影をお願いします。</p>		<p>便所個室外からも全体がわかる被写体での撮影をお願いします。</p> <p>また出入口段差などもわかる被写体撮影も併せてお願いします。</p>
工事後室内イメージ		工事後全体イメージ	
	<p>極力、事前申請前に提出頂いた被写体での撮影をお願いします。</p>		<p>極力、事前申請前に提出頂いた被写体での撮影をお願いします。</p>

(パンフレットの添付について)

ア 床材、扉、浴槽の取替えには、商品のメーカー名・品番・品名・標準価格の記載があるパンフレットの写しを添付してください。

イ パンフレットに複数品番等がある場合は、商品が特定できるように丸印等を付けてください。

上記項目以外でも、審査上必要とした場合は、パンフレットの写しの提出を求めるところがあります。

## 4 支給(事前承認)申請書・内訳書作成上の注意点

① 支給（事前承認）申請書について

申請書（様式第1号）に代表者が自署しない場合は「代表者印」の押印が必要  
令和4年8月1日廃止

② 内訳書（見積書）の諸経費の記載について

項目	注意点
部材金額	メーカー希望価格等参考
取付費	各項目別での計上
諸経費	取付・工事全般での一括計上
工事内訳	保険給付工事とその他の工事とわかるよう記載



## 7 介護保険上の併用給付ができない工事

### (1) 洋式便器への工事（住宅改修）と補高便座購入（福祉用具）

#### ●住宅改修後の福祉用具購入

介護保険住宅改修を利用して「和式便器から洋式便器に取替え」を行った後に、「補高便座」を購入しても、原則福祉用具購入費の支給対象と認められません。

#### ●福祉用具購入後および既存腰掛便座（サニタリーエース）の設置後の住宅改修

同様に腰掛便座（サニタリーエース）を福祉用具として購入し保険給付を受けた場合や、自費購入を問わず既に腰掛便座を設置した状態からの洋式便器への住宅改修工事は基本的に支給対象と\*認められません。

\*洋式便座と同様の排泄動作であるため

よって、現状からの利用者とのアセスメントを十分に行い、身体状況に応じた高さ・危険性等を検証し、ご本人様の動作確認を十分に行う必要があります。

上記のアセスメント後、ご本人様の身体状態や、住宅の状況(スペースの問題で必要な高さの便器を置けないなど)から、よほどの事情と必要性とが認められる場合、保険者として支給対象可否を判断しますのでご相談ください。

### (2) 「浴槽の取替え工事」と「すのこ設置・踏み台設置（福祉用具購入）」

介護保険住宅改修で、段差の解消工事として、『浴槽の取替え』を行う場合、『浴室内すのこ』や『浴槽内すのこ』、『踏み台として使用する入浴台』の福祉用具購入は、原則保険給付として認められません。

「浴槽の取替え」、「すのこ」、「踏み台」は、利用者の浴槽の跨ぎ(出入り)動作を安全・容易に行うための共通目的があるため、併用することは想定されていません。

「浴槽の取替え」の工事では、それに伴い介護保険の**対象外の工事\***もあり、自己負担が大きくなりやすい工事です。

本人にとって、安全で楽に入浴できる動作の提案ができるよう、浴槽跨ぎ動作を確認して、住宅改修プランを立ててください。

#### 浴室の工事で対象外\*となるもの

- ① 給湯器、風呂釜の取替え
- ② 水洗金具の取替え
- ③ 洗面台の取替え
- ④ 鏡や収納の取替え
- ⑤ スライドバー付きシャワーフックの取り付けなど

## 8 動作確認上の注意点

### (1) 浴槽跨ぎ動作の確認方法

入浴動作では、脱衣室出入り口から脱衣、浴室出入りという全体的な流れを把握することが大切ですが、ここでは浴槽跨ぎのみを取り上げます。

**動作  
確認は！**

本人・ケアマネジャー・施工業者・必要時 PT、ヘルパー等の立会いのもと一緒に行ってください。

#### ① アセスメントを実施してください

以下の視点に立ったアセスメントを実施してください。

アセスメントとは？

「評価・査定」という意味ですが、多くが「事前の評価・査定」を意味します。

#### アセスメントの視点

ア 本人の困りごとや危険性、どのような支障が生じているか。

イ 上記アに対する動作確認を行ったか。

\*必ず跨ぐ動作等実際に本人に行なってもらってください。

ウ 足はどこまで上がるか、跨げるか、浴槽からの立ち上がり、浴槽からの出入りの一連の動作はどうか。

エ 手すりや踏み台、すのこ等の使用で、現状の跨ぎが安全に行なえるか。

オ 跨ぎ方や本人動作の方法の改善で出入りが可能となるか。

カ バスボード、回転台等の検討が必要か。

キ 浴槽の高さに問題はないか。

\*単に老朽化や、リフォームがしたいという理由では対象になりません。

\*身体状況、浴室の状況等から総合的に検討し判断した結果、やむを得ず「浴槽の取替え」と「すのこ」、「踏み台」の併用が必要とした場合は、その内容を理由書に記入してください。

#### ② アセスメントの結果

##### 浴槽の取替えが必要と判断

ア 浴槽の高さと深さが何cmであれば本人は安全で楽に跨げるようになるのかを確認してください。

## ★領収証作成・提出の際の注意点

- 1 必ず負担割合証（工事着工後の領収する日）の被保険者負担割合の確認をし、領収証の作成をお願いします。
- 2 領収証と領収証コピーを持参下さい。原本は受付印押印後ご返却いたします。
- 3 郵送での支給申請関係書類を送付される場合  
返信用封筒に返信先住所宛名を記入し、84円切手を貼用してください。  
（領収証原本をお返しします。）

## ★領収証記入例

### 償還払いの場合

- 1 工事内訳書合計 250,000円（支給限度額200,000円の場合）

領 収 書	
<b>必ず被保険者のフルネーム</b>	
尼崎 花子 様	
金 額	250,000円
但	介護保険住宅改修費（10割負担分）
日付	●●年●月●日（※工事完了日以降）
収入 印紙	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">5万円以上の 場合必要</div>
事業所所在地	_____
事業所名称	_____
	印

**工事内訳書合計を記入  
もれのないように！**

### 受領委任払いの場合

- 1 工事内訳書合計 145,333円（支給限度額200,000円の場合）  
（被保険者負担1割の場合）

領 収 書	
<b>必ず被保険者のフルネーム</b>	
尼崎 花子 様	
金 額	14,534円
但	介護保険住宅改修費（1割負担分）
日付	●●年○月○日（※工事完了日以降）
収入 印紙	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">5万円以上の 場合必要</div>
事業所所在地	_____
事業所名称	_____
	印

工事内訳書合計 1割の計算  
 $145,333円 \times 0.1 = 14533.3$   
 $= 14534$

**自己負担分を記入  
整数とならない場合は切り上げ**

(被保険者負担2割の場合)

**領 収 書**

**必ず被保険者のフルネーム**

工事内訳書合計 2割の計算  
 $145,333 \text{ 円} \times 0.2 = 29066.6$   
 $= 29067$

尼崎 花子 様

金 額 29,067 円

**自己負担分を記入  
 整数とならない場合は切り上げ**

但 介護保険住宅改修費(2割負担分)

日付 ●●年○月○日 (※工事完了日以降)

収入印紙 **5万円以上の  
 場合必要**

事業所所在地 \_\_\_\_\_

事業所名称 \_\_\_\_\_

印

(被保険者負担3割の場合)

**領 収 書**

**必ず被保険者のフルネーム**

工事内訳書合計 3割の計算  
 $145,333 \text{ 円} \times 0.3 = 43599.9$   
 $= 43600$

尼崎 花子 様

金 額 43,600 円

**自己負担分を記入  
 整数とならない場合は切り上げ**

但 介護保険住宅改修費(3割負担分)

日付 ●●年○月○日 (※工事完了日以降)

収入印紙 **5万円以上の  
 場合必要**

事業所所在地 \_\_\_\_\_

事業所名称 \_\_\_\_\_

印

2 工事内訳書合計 230,000円 (内支給額限度額 170,000円の場合)  
 (被保険者負担1割の場合)

**領 収 書**

**必ず被保険者のフルネーム**

$(230,000 \text{ 円} - 170,000 \text{ 円}) + (170,000 \text{ 円} \times 0.1)$   
 を記入

尼崎 花子 様

金 額 77,000 円

但 介護保険住宅改修費(1割負担分¥17,000)(超過分¥60,000)

日付 ●●年○月○日 (※工事完了日以降)

収入印紙 **5万円以上の  
 場合必要**

事業所所在地 \_\_\_\_\_

事業所名称 \_\_\_\_\_

印



(被保険者負担2割の場合)

**領 収 書** 必ず被保険者のフルネーム

尼崎 花子 様

金 額 94,000 円 (230,000円-170,000円) + (170,000円×0.2)  
を記入

但 **介護保険住宅改修費 (2割負担分¥34,000) (超過分¥60,000)**

日付 ●●年○月○日 (※工事完了日以降)

収入印紙 5万円以上の  
場合必要 事業所所在地 \_\_\_\_\_ 印

事業所名称 \_\_\_\_\_

(被保険者負担3割の場合)

**領 収 書** 必ず被保険者のフルネーム

尼崎 花子 様

金 額 111,000 円 (230,000円-170,000円) + (170,000円×0.3)  
を記入

但 **介護保険住宅改修費 (3割負担分¥51,000) (超過分¥60,000)**

日付 ●●年○月○日 (※工事完了日以降)

収入印紙 5万円以上の  
場合必要 事業所所在地 \_\_\_\_\_ 印

事業所名称 \_\_\_\_\_

※本人負担額の計算方法

対象金額 × 9割～7割 = A保険給付額 [小数点以下切捨て]

対象金額 - A保険給付額 = 本人負担額

※受領委任払いの場合、被保険者本人の費用負担割合を「負担割合証」でご確認ください。なお、工事着工前と着工後(7月期～8月期にかけて)の負担割合が変更している場合もありますので十分ご注意ください

また、介護保険被保険者証に給付減額期間の記載がある場合は、給付減額の適用が優先されますのでご注意ください。